

第3回幌加内町議会定例会 第1号

令和7年9月18日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
 - ②監査委員例月出納検査結果報告
 - ③財政健全化法に基づく健全化判断比率報告及び資金不足比率報告
 - (2) 町長行政報告
 - (3) 教育長教育行政報告
- 4 陳情第1号 教職員未配置問題の抜本的改善を求める陳情
- 5 陳情第2号 国の責任による少人数学級の更なる前進を求める陳情
- 6 陳情第3号 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める陳情
- 7 陳情第4号 すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情
- 8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 9 報告第6号 令和6年度幌加内町一般会計継続費清算報告について
- 10 一般質問
- 11 議案第42号 令和6年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について
- 12 議案第43号 令和6年度幌加内町公営企業会計歳入歳出決算認定について
- 13 議案第44号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規則の変更について
- 16 議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 17 議案第48号 北海道市町村退職手当組合規約の変更について
- 18 議案第49号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算(第3号)
- 19 議案第50号 令和7年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 20 議案第51号 令和7年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 21 議案第52号 令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 22 議案第53号 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(追加日程)

- 動議案第2号 決算審査特別委員会設置に関する動議について
- 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)

- 報 告 第 7 号 付託案件の審査結果報告について
- 意見書案第3号 教職員未配置問題の抜本的改善を求める意見書（案）
- 意見書案第4号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める意見書（案）
- 意見書案第5号 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書（案）
- 意見書案第6号 すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める意見書（案）
- 発 議 第 4 号 幌加内町議会議員の派遣承認について
- 閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小 川 雅 昭 君	副議長	3番	小 関 和 明 君
	1番	中 南 裕 行 君		2番	寺 崎 嘉 男 君
	4番	中 村 雅 義 君		5番	中 川 秀 雄 君
	6番	稲 見 隆 浩 君		7番	藤 井 祐 君
	8番	蔵 前 文 彦 君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細	川	雅	弘	君
副町	長	大	野	克	彦	君
教 育	長	村	上	雅	之	君
総 務 課	長	清	原	吉	典	君
産 業 課	長	新	江	和	夫	君
建 設 課	長	宮	田	直	樹	君
住 民 課	長	加	藤	誠	一	君
保健福祉課	長	山	本	久	捻	君
地域振興室	長	安	藝		修	君
教 育 次	長	櫻	井	美	穂	君
会 計 管 理 者		岩	本	美	佐 江	君
住民課課長補佐		三	浦	依	理 子	君
高 校 事 務 長		山	本	め	ぐ み	君
農業委員会会長		笠	井	正	展	君
監 査 委 員		菊	地	勝	美	君

○出席事務局職員

事務局 長 内 山 渉 君
書 記 塚 田 裕 紀 君

開会 午前9時03分

◎開会の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって7番、藤井議員、8番、蔵前議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの2日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 3点についてご報告いたします。

まず、主要な農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

もち米では、融雪期が4月22日と平年並みとなり、4月後半の降雨の影響により耕起最盛期は5月8日と1日遅くなりました。播種後は一時的に低温期もありましたが、平年より気温がやや高く

推移したことで移植作業は 5 月 16 日と平年並みとなり、6 月中旬以降の高温により出穂期は平年より 7 日早まりました。収量については平年並みと見込んでおります。

そばについては、融雪が平年並みに推移したことで農作業も順調に進み、全体的に出芽・開花はおおむね平年並みに生育しておりました。しかし、6 月中旬から 8 月上旬にかけての高温により結実率が低下したほか、7 月 19 日から 20 日にかけて朱鞠内地区で 24 時間雨量 105.0mm、幌加内地区で 39.5mm を記録しました。さらに 8 月 22 日から 23 日にかけて朱鞠内地区で 82.5mm、幌加内地区で 89.0mm、8 月 26 日から 27 日にかけて朱鞠内地区で 67.0mm、幌加内地区で 86.0mm と、三度の集中豪雨となりました。特に 26 日の幌加内では、23 時に 24.5mm、24 時に 46.5mm の短時間豪雨が観測され、27 日には幌加内地区で瞬間最大風速 5m の強風が発生しました。これにより、主にそば畑で約 30ha の浸水・冠水被害が発生し、そば作付面積の約 5 割に相当する 1,685ha で倒伏が確認されました。

被害額については、浸水・倒伏の回復状況を見て判断することとしており、北海道および関係機関へは面積のみを第一報として報告しております。すべて回復が見られなかった場合、現段階での試算では最大で 2,900 万円ほどの農業被害額になると予測しております。現在、水稻については約 6 割、そばについては約 4 割の収穫作業が進んでおり、平年並み以上の出来秋に期待しているところであります。

次に、そば加工施設整備についてご報告申し上げます。

8 月 21 日に開催した全議員協議会でも説明しましたが、現在、株式会社ほろかない振興公社を指定管理者として管理・運営している農産加工総合研究センターについて、新たに独立した製麺施設を建設することといたしました。この施設では 10 割乾麺の製造を含め、年間約 150 万袋の生産が可能となる予定であり、公社が事業主体となって建設いたします。これまでコロナ禍による中断を挟み、6 年ほどの歳月をかけて検討してきましたが、物価高騰などにより時間が経つほど建設のハードルが上がっていることから、幌加内そばブランドの確立・推進のため、この度約 34 億円を投じて現在の加工センター北側に新設する決断をいたしました。

今後は、補助金や起債などによる財源確保、運用資金の確保をはじめ、製造・衛生技術者の確保や営業力の強化を進めます。加えて、株主や連携協定を締結した長野県の株式会社おびなたとも協力し、着実に事業を推進してまいりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、J-クレジットに関する基本合意書の締結についてご報告いたします。

本件については、去る 6 月 18 日の全議員協議会でも説明を行い、新聞報道等でもご承知のことと存じますが、この度、株式会社 NTT ドコモと J-クレジットに係る「持続可能な森づくりに関する基本合意書」を締結いたしました。締結式は 8 月 22 日に行われ、東京本社から坪谷常務執行役員ほか役職員のご出席を賜りました。

この基本合意書は、ゼロカーボンの推進を目的に、NTT ドコモの技術を活用した林業機械による検証、町有林の整備や環境保護活動を可視化し発信する事業に取り組むものです。具体的には、町有林整備による二酸化炭素吸収量の増加を活用した J-クレジットの創出、スマート林業機械の検証、町民に対する環境教育の充実などを連携して進めることを定めています。今後、町有林の二酸化炭素吸収量に関する詳細調査を行い、事業ごとに覚書を締結し活動を進める予定です。たいへん

息の長い、かつ社会的にも意義深い取り組みと確信しております。引き続き、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

続きまして、教育長より教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） 幌加内高等学校生徒の全国・全道大会出場及び活動状況について、2点ご報告いたします。

去る8月6日、東京都港区の東京都立産業貿易センター浜松町館において開催された「第15回全国高校生そば打ち選手権大会」に、本校から1チームが参加いたしました。教員及び講師の皆様の熱心な指導の下、全員が力を出し切りましたが、優勝旗の奪還には至りませんでした。今後に向けて気持ちを新たにそば打ちに励んでいただけるものと期待しております。

2点目に、6月26日から27日に旭川農業高等学校で行われた「北北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会」において、「分野Ⅰ類」では3年生の野口翔さんが優秀、「分野Ⅱ類」では黒瀧遥稀さんが最優秀と、それぞれ活躍され、両名とも全道大会への出場権を獲得しました。全道大会は8月27日から28日にかけて留寿都村で開催され、両名とも入賞には至りませんでした。2年連続で全道大会へ進出できたことは称賛すべき成果であります。

今後においても本校生徒のさらなる活躍を期待申し上げるとともに、校長先生をはじめ、諸先生方に深く感謝と敬意を表する次第であります。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで教育行政報告を終わります。

◎日程第4 陳情第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、陳情第1号「教職員未配置問題の抜本的改善を求める陳情」を議題といたします。事務局職員に朗読をさせます。

○事務局長（内山渉君） （陳情第1号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第1号は、会議規則第95条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 陳情第2号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、陳情第2号「国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める陳情」を議題といたします。事務局職員に朗読させます。

○事務局長（内山渉君） （陳情第 2 号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第 2 号は、会議規則第 95 条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第 6 陳情第 3 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 6、陳情第 3 号「特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情」を議題といたします。事務局職員に朗読させます。

○事務局長（内山渉君） （陳情第 3 号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第 3 号は、会議規則第 95 条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第 7 陳情第 4 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 7、陳情第 4 号「すべての高校で 35 人以下学級の実現と『高校配置計画案』の見直しを求める陳情」を議題といたします。事務局職員に朗読させます。

○事務局長（内山渉君） （陳情第 4 号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 以上で朗読を終わります。陳情第 4 号は、会議規則第 95 条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第 8 動議第 2 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 8、動議第 2 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （動議第 2 号朗読、記載省略）

川原氏は高い識見を備え、適任者であると判断し、選任するものであります。なお、任期につきましては、本年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これより本件に関する討論を省略し、採決いたしますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。お諮りいたします。本動議案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、動議第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 報告第6号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、報告第6号「令和6年度幌加内町一般会計継続費精算報告について」を議題といたします。本件に関しまして、説明員の報告を求めます。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （報告第6号朗読、記載省略）

法の規定に基づき、継続費による事業が終了した時には継続費精算報告書を議会に報告することとなっておりますので、提案するものでございます。精算報告書は次ページのとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。本件につきましては、報告案件でありますので、以上で報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時35分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第10 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第10、一般質問を行います。通告に従い発言を許します。8番、蔵前議員の発言を許します。

○8 番（蔵前文彦君） 議長、8 番。

○議長（小川雅昭君） 8 番、蔵前議員。

○8 番（蔵前文彦君） 緊急銃猟について質問をいたします。

本年 9 月 1 日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正法が施行されました。改正内容では、緊急銃猟が市町村の判断で可能になったとされています。従来は発砲許可に警察官の了承が必要でしたが、改正後は、人の生活圏に危険鳥獣が出没し、迅速な手段が他になく、かつ人に弾丸が到達するおそれがない等の条件を満たす場合、市町村がハンターに駆除を委託できる内容となっています。

現在でも幌加内町内でクマの出没がありますが、出没場所は比較的町内から離れた場所となっています。しかし、今後冬に向かいクマの出没が増加することも予測されます。住民が多く住む町内に出没がないことが望ましいのはもちろんですが、万が一町内に出没した際には、住民の安全確保の観点から法改正を有効に活用した緊急時の対応マニュアル等が現在整備されているのでしょうか。新聞報道では「市町村にはノウハウがなく協議に時間がかかる」とありましたが、本町ではどのように協議されているのか伺います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、近年頻発する鳥獣による人身被害の実態を踏まえ、改正法が 9 月 1 日に施行されたところです。今回の法改正により、市街地であっても住民の安全が確保できる場合に限り、市町村長の判断でハンターに委託し緊急銃猟を行うことが認められました。

まず「改正法に対応した緊急時の対応マニュアルがあるか」についてですが、本町では令和 5 年 5 月 14 日に朱鞠内湖畔で発生したヒグマによる人身事故を契機に、再発防止を目的として「ヒグマ被害防止対策協議会」を発足させました。専門家の助言を受けながら「幌加内町ヒグマ出没時の対応方針」を定め、出没個体の有害性を段階 0 から段階 3、および「緊急対応型問題個体」の計 5 区分に分類し、対応を明確にしております。段階 3 以上と判断された場合は「幌加内町ヒグマ対策本部」を設置して対応することとしています。

また、職員による迅速な初動体制確立のため「職員ヒグマ対策対応マニュアル」も策定しております。

今回の改正に関連しては、7 月 31 日に環境省主催の「緊急銃猟ガイドライン」説明会が、また 8 月 19 日には民間保険会社による「緊急銃猟時補償費用保険」に関する説明会が開催されたばかりであり、本町においてもこれらを参考に、既存の対応方針を改訂すべく作業に着手している状況です。

次に「協議の進め方」についてですが、現在はマニュアル改訂と並行して関係機関との協議に向けた課題整理を進めている段階であり、具体的な協議には至っておりません。課題としては、緊急銃猟の発動要件（①市街地等に侵入、またはそのおそれがあること、②銃猟以外に捕獲手段がないこと、など）に加え、現場支援・判断・通行制限・避難指示・記録映像撮影・地権者調整・広報・

捕獲個体の処理と原状回復といった多岐にわたる業務を行うため、少なくとも 10 人以上の人員が必要とされ、実施には非常に高いハードルがあると感じています。

円滑な発動には、職員の知識・経験に加え、危険個体を銃猟できるハンターの育成や技能向上、関係機関との協力体制、法令知識の習得が不可欠です。さらに地域住民や関係機関の協力を得ながら「緊急銃猟対応訓練」を実施する必要があると考えております。

いずれにせよ「緊急銃猟」が不要となることが最善であり、そのためには日常生活圏外での箱わなによる駆除など水際対策の強化が重要です。町民の皆様にはコンポスト管理の徹底や誘因物の放置禁止、観光客にはごみのポイ捨て防止など、ヒグマを生活圏に寄せ付けない取組へのご理解とご協力をお願いしたいと考えます。また、ヒグマの生態に関する正しい知識を持っていただくことも必要です。

その一環として、ヒグマの会のご協力をいただき、11 月 8 日（土）に生涯学習センター「あえる 97」にて「2025 ヒグマフォーラム in 幌加内」を開催予定です。町民の皆様にもご参加いただき、正しい理解を深めていただければと思います。

近年、目撃件数が増加していることから、箱わなや自動撮影カメラの増強、ならびに対応可能な職員体制の整備も進めてまいります。町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○8 番（蔵前文彦君） 議長、8 番。

○議長（小川雅昭君） 8 番、蔵前議員。

○8 番（蔵前文彦君） 職員が少ない中での対応は大変なことと思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に 2 点目、庁舎内のエアコン設置について質問いたします。

本年 6 月中旬から 8 月にかけて猛暑に見舞われ、比較的冷涼とされてきた本町においても平均を上回る気温で経過しました。暑い庁舎内での業務は効率が下がり、職員のモチベーション維持も困難になると考えます。そこで、役場庁舎内（教育委員会を含む）にエアコンを設置してはいかがでしょうか。仮に設置すれば、夏季の酷暑時には町民のクーリングシェルターとして庁舎を開放することも可能となります。これらを踏まえ、次年度に向けて庁舎内のエアコン設置を検討しているのかお伺ひします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、冷涼とされてきた本町においても、近年は気候変動の影響により気温上昇や豪雨、干ばつの増加など異常気象が見られ、真夏日を超える日が増えております。気象庁の集計によれば、今年幌加内で 30℃以上の真夏日となったのは 23 日間で、7 月 25 日には 33.7℃を記録しました。過去 5 年間の真夏日平均は 17.4 日で、主に 6 月下旬から 8 月下旬に集中しています。

本町の主な冷房設備設置施設は、生涯学習センター「ふれあいホール」「音楽交流室」、農業活性化センター「研修室」、町民研修センター「住民研修室」「ほろみんラウンジ」、小・中・高等学校

の教室や保健室などです。本年度中には保健福祉総合センター「機能訓練室」「集団健診室」「健康指導室」にも設置を行います。いずれも起債や国庫補助金を活用して整備しており、熱中症特別警戒アラート発表時にはクーリングシェルターとしての開放も検討しています。

ご質問の庁舎内エアコン設置については、町民からの要望があることは承知しております。しかし設置に伴い電力使用量の増加による電気設備工事が必要となり、物価高騰の影響も加わり、概算で3,300万円（税込）の事業費を要します。役場庁舎については本年度、1階窓に放射冷却フィルムを設置し検証を行っており、このフィルムにより外気温30℃超でも室温は20℃台後半に推移しています。大型扇風機やスポットクーラーも併用し、町民利用にも配慮した環境改善に努めているところです。

今後はフィルムの検証を踏まえ、施設性能に応じた設備を検討しますが、厳しい財政運営の中で財源確保が可能か、費用面からも検討せざるを得ません。庁舎については町民の利便性向上を第一に、身近な行政拠点として引き続き環境改善に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○8番（蔵前文彦君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで蔵前議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時05分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第42号

◎日程第12 議案第43号

○議長（小川雅昭君） 日程第11、議案第42号「令和6年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について」から、日程第12、議案第43号「令和6年度幌加内町公営企業会計歳入歳出決算認定について」までの2件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。まず、議案第42号「令和6年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について」の概要説明をお願いいたします。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （議案第42号朗読、記載省略）

監査委員による決算審査は去る8月22日から26日にかけて実施されました。監査委員からの意見書を次のページ以降に添付しております。

各会計の決算概要につきましては、決算書の朗読を省略し、「各会計実質収支に関する調書」により説明いたします。お手元の決算書をご覧ください。

【令和 6 年度各会計 実質収支に関する調書】

－ 一般会計

歳入総額 48 億 8,528 万 4,751 円
歳出総額 47 億 8,368 万 9,332 円
歳入歳出差引額 1 億 159 万 5,419 円
翌年度繰越財源 1,995 万円
実質収支額 7,964 万 5,419 円

－ 国民健康保険特別会計

歳入総額 1 億 6,948 万 7,516 円
歳出総額 1 億 6,939 万 9,753 円
実質収支額 8 万 7,763 円

－ 後期高齢者医療特別会計

歳入総額 3,595 万 403 円
歳出総額 3,553 万 503 円
実質収支額 42 万 2,900 円

－ 介護保険特別会計

歳入総額 2 億 282 万 7,780 円
歳出総額 1 億 9,519 万 1,023 円
実質収支額 762 万 9,757 円

－ 奨学資金特別会計

歳入総額・歳出総額 とともに 134 万 726 円
実質収支額 0 円

なお、繰越基金への繰越額は各会計ともございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小川雅昭君） 次に、議案第 43 号「令和 6 年度幌加内町公営企業会計歳入歳出決算認定について」の概要説明をお願いいたします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 43 号朗読、記載省略）

令和 6 年度幌加内町公営企業会計につきましては、監査委員による決算審査が一般会計と同様に、去る 8 月 22 日から 26 日にかけて実施されました。次のページ以降に監査委員の意見書を添付して

おります。各会計の決算概要につきましては、決算書の朗読を省略し、損益計算書等により説明いたします。

【簡易水道事業会計】

決算書 3 ページ、損益計算書をご覧ください。

- 収益的収支

営業収益 3,284 万 6,000 円（うち給水収益 1,811 万 1,000 円）

営業外収益 7,430 万 1,000 円

合計 1 億 714 万 7,000 円

営業費用 8,311 万 3,000 円

営業外費用 318 万 3,000 円

特別損益 37 万 8,000 円

合計 8,667 万 4,000 円

差引 2,047 万 3,000 円の純利益

※損益計算書の収益的収支は税抜き額

- 資本的収支（決算書 2 ページ）

収入 企業債 220 万円

支出 建設改良費 971 万 3,000 円、固定資産購入費 727 万 1,000 円、企業債償還金 2,362 万 5,000 円

合計 4,060 万 9,000 円

差引 3,840 万 9,000 円の不足

不足分は、前年度繰越金 605 万 3,000 円、損益勘定留保資金 1,613 万円、当年度末利益剰余金 1,622 万 6,000 円で補填。

【下水道事業会計】

決算書 3 ページ、損益計算書をご覧ください。

- 収益的収支

営業収益 5,118 万 6,000 円（うち下水道使用料 2,292 万 8,000 円、他会計負担金 2,825 万 8,000 円）

営業外収益 3,945 万 6,000 円

合計 9,064 万 2,000 円

営業費用 8,027 万 9,000 円

営業外費用 400 万円

特別損益 74 万円

合計 8,501 万 9,000 円

差引 662 万 3,000 円の純利益

※収益的収支は簡易水道事業会計同様、税抜き額

- 資本的収支

収入 企業債 1 億 3,000 万円、国庫補助金 1 億 2,532 万 9,000 円

合計 2億5,532万9,000円

支出 建設改良費 2億5,368万2,000円、企業債償還金 3,235万6,000円

合計 2億8,603万8,000円

差引 3,070万9,000円の不足

不足分は、前年度繰越金 643万1,000円、損益勘定留保資金 2,237万6,000円、当年度末利益剰余金 190万2,000円で補填。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、5番中川議員ほか2名から「決算審査特別委員会設置に関する動議」が提出されました。本動議には賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 動議案第2号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、動議案第2号「決算審査特別委員会設置に関する動議」を議題といたします。提出者から趣旨説明を求めます。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） （動議案第2号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これより本件に関する討論を省略し、採決いたしますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案第2号は原案のとおり可決されました。

それでは引き続き、議長の指名により特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定により、1番・中南議員、2番・寺崎議員、3番・小関議員、4番・中村議員、5番・中川議員、6番・稲見議員、8番・蔵前議員、以上7名としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7名の諸君を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長および副委員長につきましては、議長から指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。委員長には3番・小関議員、副委員長には6番・稲見議員、8番・蔵前議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名いたしましたとおり決定いたしました。

◎日程第13 議案第44号

○議長（小川雅昭君） 日程第13、議案第44号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （議案第44号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、人事規則において育児時間の多様化に関する規定の整備及び年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が規定されました。これに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえて、本条例の一部を改正するものです。

新旧対照表により説明いたします。右が旧、左が新、アンダーラインが改正内容となっております。

第13条のアンダーライン箇所ですが、第15条の2第1項を第15条の3第1項に改めるものです。これは新たに第15条の2を追加したことにより条ずれが生じたため、それを改めるものです。

次のページをご覧ください。

第15条の2の見出しですが、「妊娠出産等についての申し出をした職員に対する意向確認」となっています。内容は以下のとおりです。

- 任命権者は、職員の育児休業に関する条例第22条第1項の規定による申し出（以下「申し出職員」という）があった場合、次に掲げる措置を講じなければならない。
 1. 申し出職員の仕事と育児の両立に資する制度または措置（以下「出生時両立支援制度」という）その他必要事項を知らせるための措置。
 2. 出生時両立支援制度等の利用について、申し出職員の意向を確認するための措置。
 3. 出産後に発生、または発生が予想される仕事と家庭生活の両立に支障となる事情を改善するため、申し出職員の心身や家庭の状況に関する意向を確認する措置。

この条文は、妊娠・出産した職員に対し、出生時両立支援制度等の周知や意向確認を行うことを定めたものです。

続いて第2項では、任命権者は3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という）に対し、人事委員会規則で定める期間内に次の措置を講じなければならないとしています。

1. 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度または措置（以下「育児両立支援制度」という）その他必要事項を知らせる措置。
2. 育児両立支援制度等の利用について、対象職員の意向を確認する措置。
3. 対象職員の子の心身の状況や家庭の事情に起因して発生、または発生が予想される仕事と家庭生活の両立に支障となる事情を改善するため、対象職員の意向を確認する措置。

この条文は、3歳未満の子を養育する職員に対し、育児両立支援制度の周知や意向確認を行うことを追加するものです。

第3項では、任命権者は第1項第3号または第2項第3号に基づき確認した意向を取り扱う際には、当該意向に配慮しなければならない旨を追加しています。

これに伴い、旧条例の第 15 条の 2 を第 15 条の 3 へ、旧第 15 条の 3 を第 15 条の 4 へと繰り下げる改正となります。また、旧第 15 条の 2 中「申告請求または申し出事情において、請求等という」を「請求等」というに改め、表現を整理しています。

最後に附則です。

第 1 条 本条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は交付の日から施行する。

第 2 条（経過措置） 任命権者は、この条例の施行日前であっても改正後の第 15 条の 2 第 2 項に基づく措置を講ずることができ、この場合、その措置は施行日以降においても同項の規定に基づき講じられたものとみなす。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 44 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 45 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 45 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（清原吉典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原吉典君） （議案第 45 号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児部分休業制度が拡充されました。これに伴い、本条例の関連規定を改正するものです。

主な改正内容は次のとおりです。

1. 小学校就学前の子を養育するための「健康部分休業」を「第1号部分休業」に名称変更。
2. 新たに「第2号部分休業」を追加。これは1年につき1時間単位で10日相当を限度に取得可能とするものです。
3. これに関連し、帳簿等の追加及び文言整理を行います。

新旧対照表に基づき説明いたします。右側が旧、左側が新で、アンダーラインが改正部分です。

まず第19条では、第1項及び第2項を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めます。

第18条第2号では、「日数及び勤務日ごと」を「日数を配慮して」に、「除く」を「除く事情において同じ」に改めます。

第19条の見出しを「部分休業」から「第1号部分休業」に改め、本文についても「部分休業の承認は正規の勤務時間の初め又は終わりににおいて…」を「育児休業法第19条第2項第1号に定める範囲内で請求する部分休業（以下『第1号部分休業』という）の承認は…」に改めています。

同条第2項及び第3項中の「部分休業」も「第1号部分休業」に改めます。

続いて新設条文です。

- 第19条の2「第2号部分休業の承認」：育児休業法第19条第2項第2号の範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という）は、原則1時間単位で承認。ただし、
 1. 勤務時間に分単位の端数がある場合で、全ての勤務時間について請求があったときは、その全時間数。
 2. 残時間数に1時間未満の端数がある場合で、全てについて請求があったときは、その残時間数。を承認することができます。
- 第19条の3：条例で定める1年の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- 第19条の4：人事院規則で定める時間を基準とし、
 1. 常勤職員は77時間30分。
 2. 非常勤職員は1日当たりの勤務時間数×10時間。と定めます。
- 第19条の5：同条第3項に基づく「特別の事情」とは、配偶者の入院や別居、その他予測できなかった事情が生じた場合で、子の養育に著しい支障があると認められる場合とします。

また、旧条例第 20 条については「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改めます。

旧条例第 21 条については「第 13 条の規定は部分休業について準用する」を「育児休業法第 19 条第 6 項により同法第 5 条第 2 項を準用する」と改めるほか、「職員が第 3 項変更を行った場合」を適用事由とします。

附則として、

第 1 条 本条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

第 2 条（経過措置） 本条例施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に部分休業の承認請求を行う場合、第 19 条の 4 の規定については、

- 第 1 号「77 時間 30 分」を「38 時間 45 分」
 - 第 2 号「10」を「5」
- と読み替えることとする。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 45 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午後 3 時 00 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 15 議案第 46 号 ～ 日程第 17 議案第 48 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 15、議案第 46 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規則の変更について」から、日程第 17、議案第 48 号「北海道市町村退職手当組合規約の変更について」までの 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（清原吉典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原吉典君） （議案第 46 号～第 48 号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、令和 7 年 3 月 31 日をもって江差町・上ノ国町学校給食組合が解散することとなり、これに伴い北海道内の各組合から脱退する団体が生じます。そのため、規約の改正が必要となり、地方自治法の規定により総務大臣または北海道知事の許可を受けるため、構成市町村議会の議決が求められるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。

初めに、議案第 46 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 47 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 48 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これで各質疑を終わります。

これから順次討論を行います。

初めに、議案第 46 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 47 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 48 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議案第 46 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規則の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号「北海道市町村退職手当組合規約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 49 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 18、議案第 49 号「令和 7 年度幌加内町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- 副町長（大野克彦君） 副町長。
○議長（小川雅昭君） 副町長。
○副町長（大野克彦君） （議案第 49 号朗読、記載省略）

それでは、事項別明細書を歳出からご説明いたしますので、9 ページ、10 ページをご覧ください。

第 1 款 1 項 1 目 議会費 51 万 4,000 円の追加

8 節旅費については、道外行政調査に係る不足が生じたため追加するものです。普通旅費 105,000 円は職員分、行政調査旅費 38 万 9,000 円は議員分となっております。

13 節高速道路使用料 1 万円、次の駐車場使用料 1 万円の追加についても、今後を見込み不足分を増額するものです。

第 2 款 1 項 1 目 一般管理費 30 万円の追加

10 節修繕料については、執行残が少なく、今後を見込み増額するものです。

同 2 目 企画費 59 万 9,000 円の追加

7 節報償費 10 万円、次の謝品 11 万 5,000 円については、町の 130 年記念事業の一つであるカントリーサインの新デザイン募集に係るものです。報償費は最優秀賞 1 名分の賞金、謝品は上位 5 名への記念品と参加賞 90 個分の品代を追加するものです。なお、募集件数は全体で 95 件でした。

10 節需要費 30 万 9,000 円と 11 節洗濯料 3 万円については、朱鞠内自治区にあります山村留学用住宅を就業型移住体験住宅へ用途変更したことに伴い、滞在時に必要となる経費を追加するものです。

11 節郵便料 4 万 5,000 円については、カントリーサイン募集に係る参加者への送料であります。

同 5 目 財産管理費 26 万 3,000 円の追加

10 節修繕料については、母子里町有賃貸住宅の住宅周辺に砂利敷きを行う必要が生じたため追加するものです。

次のページをご覧ください。

第 2 款 2 項 1 目 税務総務費 80 万 4,000 円の追加

10 節印刷費については、基幹事務システムの全国標準化を進めており、来年 2 月から使用開始を予定しております。そのシステム変更に伴い、納付書や通知書等を作成するための印刷費であります。

第 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 4,28 万 2,000 円の追加

18 節 外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金 3,70 万円については、当初は専門学生 1 名分を予定しておりましたが、さらに 1 名の追加希望が事業者よりありましたため、追加するものです。

22 節 補助金等返還金 3 万 3,000 円については、令和 6 年度分の低所得者保険料軽減負担金の額確定に伴う精算で、国へ返還するものです。

27 節 介護保険特別会計繰出金 54 万 9,000 円については、システム標準化に伴う被保険者証等の印刷費が主な要因であります。詳細は特別会計にて説明いたします。

同 2 目 老人福祉費 25 万円の追加

10 節 消耗品 1 万 7,000 円については、アルクの浴室改修に伴い、滑り止めマットを購入するものです。

17 節 備品購入費 23 万 3,000 円についても、同じく浴室改修に合わせ、浴槽用椅子、脱衣所パーテーション、ベンチ等を購入する経費の追加です。

同 3 目 障害者福祉費 55 万 5,000 円の追加

17 節 冷暖房機器購入費 48 万 4,000 円については、国の児童虐待防止対策事業の補助対象となったことから、当初計上していた 6 目保健福祉センター管理費 17 節（88 万円）を減額し、契約後の金額により 3 目へ振り替えるものです。

22 節 補助金等返還金 7 万 1,000 円については、令和 6 年度分の障害者自立支援給付費負担金の額確定に伴う精算で、道へ返還するものです。

同 6 目 保健福祉センター管理費 88 万円の減額

上記のとおり、障害者福祉費への振替により減額するものです。

次のページをご覧ください。

第 3 款 2 項 2 目 児童扶助費 6 万円の追加

22 節 補助金等返還金については、令和 6 年度分の子ども教育保育給付費負担金の額確定に伴う精算で、道へ返還するものです。

第 4 款 1 項 3 目 健康推進費 13 万円の追加

17 節 備品購入費については、後期高齢者広域連合の委託による「高齢者の保健と介護の一体的推進事業」の実施にあたり、必要となるデジタル塩分濃度計および糖尿病指導用品を購入するものです。

同 5 目 環境衛生費 200 万円の追加

18 節 不良空き建物等撤去促進事業補助金については、当初 3 件を予定しておりましたが、新たに 4 件の追加申請がありましたため、増額するものです。

第 5 款 1 項 1 目 労働費 20 万円の追加

18 節 就業支援事業補助金については、今年度から開始した町内就業者への支援事業であり、対象者 1 名に対し、暖房費 10 万円、除雪費 10 万円を追加するものです。

第7款1項1目 商工振興費 7,62万円の追加

18節 商工業振興奨励補助金については、新たに2件の追加要望があり、増額するものです。内訳は、機械設備導入 600万円、店舗建設 162万円です。

次のページをご覧ください。

同2目 観光費 569万1,000円の追加

18節 幌加内振興公社運営補助金については、474万1,000円の増額です。内訳は、加工センター建設に係る地質調査業務委託 126万5,000円、外構設計業務委託 347万6,000円であります。これらは建設場所を振興地区から現加工センター北側へ変更したことに伴う追加であり、町の補助分については過疎債を申請する予定です。次の朱鞠内湖畔公園管理運営補助金で95万円。

同3目 まどか運営費 150万円の追加

18節 ふれあいの家まどか管理運営補助金については、当初予算における算定誤りを修正するため、追加計上するものです。

第8款2項1目 道路橋梁維持費 134万7,000円の追加

10節 修繕料については、除雪センターにおける草刈機修繕費用であります。内訳は、ギア破損修理 82万1,000円、円盤溶接修理 21万9,000円、路肩用草刈機修理 30万7,000円をそれぞれ追加するものです。

同4項1目 住宅管理費 825万7,000円の追加

10節 修繕料 15万4,000円については、交流プラザ斜め裏に建設予定の民間賃貸住宅敷地内にあるゴミステーションが障害となるため、道路向かいの町有地へ移設する経費です。

特別修繕料 662万7,000円については、町営住宅の修繕に要する経費であり、朱鞠内みゆき団地2戸分撤去後の修繕 236万4,000円、西町団地2戸分撤去と屋根修繕 184万3,000円、アカゲラ団地9戸分のシャッター修理 121万3,000円、みずほ団地2戸分の屋根内部修理 120万7,000円をそれぞれ追加するものです。

12節 町営住宅草刈り業務委託料 9万4,000円については、空き家住宅の増加に伴い増額するものです。

18節 住宅リフォーム補助金 122万9,000円については、当初5件を予定しておりましたが、新たに5件の追加申請が見込まれるため、不足分を増額するものです。

21節 移転補償金 15万3,000円については、緑ヶ丘団地の用途廃止に伴い、入居者1戸を他の町営住宅へ移転いただくための補償費です。

同2目 住宅建設費 66万円の追加

12節 外壁アスベスト含有調査業務委託料については、取り壊し予定であるみゆき団地1棟2戸の調査費用であります。

同 5 項 1 目 簡易水道費 38 万 5,000 円の追加

簡易水道事業会計繰出金については、浄水場のポンプ更新に伴い増額するものであります。詳細は特別会計にて説明いたします。

第 10 款 3 項 1 目 学校管理費 29 万円の追加

10 節 スクールバス修繕料については、4 月 11 日に 10 人乗り送迎車が車庫入口に接触し、リアバンパー等を損傷したため修理するものであります。なお、全額保険対応を予定しております。

同 4 項 1 目 高等学校総務費 856 万円の追加

10 節 修繕料 809 万 2,000 円については、公社所有の灯油地下タンクにおいて、8 月 7 日の定期点検時に漏えいの報告があったことから、調査の上、冬季利用に間に合わせるため地下タンクを廃止し、ホームタンクを新設する経費として、現時点で想定される最大限の額を計上するものであります。

13 節 ライセンス使用料 46 万 8,000 円については、今年度パソコン等を更新したことに伴い、ソフトウェア使用料を追加するものです。

同 3 目 寄宿舎費 63 万 8,000 円の追加

10 節 特別修繕料については、寄宿舎の灯油ボイラーが水漏れを起こしたため修理するものであります。

同 5 項 1 目 学校給食費 100 万円の追加

9 節 普通旅費 4 万 8,000 円については、給食用食材を町内で調達できない場合に町外での調達が増加するため、その出張旅費を追加するものです。

10 節 給食賄材料費 95 万 2,000 円については、食材価格の高騰に伴い増額するものであります。

同 6 項 2 目 公民館費 46 万 2,000 円の追加

10 節 修繕料については、母子里コミュニティセンターの灯油配管が故障したため修理するものであります。

同 3 目 学習センター費 86 万円の追加

10 節 修繕料 20 万円については、今後の不足が見込まれるため増額するものです。

特別修繕料 66 万円については、機械室排煙濃度計が故障したため、取り替える経費を追加するものであります。

同 7 項 2 目 体育施設費 446 万円の追加

18 節 ほろたちスキー場管理運営補助金については、施設改修に係る経費の追加であります。内訳は、館内放送設備および施設周辺の砂利敷等の修繕に 158 万円、宿泊棟の 2 段ベッド改修およびソファベッド購入に 235 万 4,000 円、一部夏季営業に伴う扇風機・スポットクーラー購入に 52 万 6,000 円を追加するものです。

第14款1項1目 職員給与費 617万7,000円の追加

18節 退職手当組合負担金については、昨年度退職した職員3人分の退職手当に係る追加負担金が確定したことにより、追加するものであります。

なお、人件費に係る給与費の明細につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

歳入について

第9款1項1目 地方交付税 5,585万5,000円の追加

収支の調整を行ったものであります。

第13款2項1目 民生費国庫補助金 24万2,000円の追加

1節 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金については、歳出第3款1項3目の冷暖房機器購入費に対する2分の1補助分として追加するものであります。

同4目 教育費国庫補助金 8万7,000円の追加

1節 特別支援教育就学奨励補助金については、要保護・準要保護世帯における特別支援学級の児童生徒数の確定に伴い、補助金が確定したため追加するものであります。

第20款1項1目 総務債 90万円の追加

1節 地域情報通信運営事業債については、過疎債ソフト分であり、IP機器の維持費等の確定により追加するものであります。

事項別明細書総括

歳入歳出ともに5,708万4,000円を追加し、総額47億7,057万4,000円とするものであります。

なお、前のページ（第2表 地方債）につきましては歳入予算で説明しておりますので、詳細については後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書、歳出9ページから質疑をお受けいたします。

9ページ、10ページについて質疑ありませんか。

○1番（中南裕行君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中南議員。

○1 番（中南裕行君） 議会費の中で、政務活動費を認めていただきまして、誠にありがとうございます。

その上で申し上げますが、我々が道内を視察する場合、ほとんどが私用車を使用することになります。その中で、以前も質問させていただきましたが、現行の 1 キロ 15 円という旅費単価は、今のご時世では非常に安く、活動に影響しかねない状況です。

つきましては、この 15 円の見直しについて、再度お伺いしたいと思います。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） 1 キロ当たり 15 円という単価についてですが、これにつきましては、以前にもご質問をいただいたところでございます。

ご指摘のとおり、最近の物価高騰等もございますので、それらも含め、また周辺市町村との比較を行いながら、来年度に向けて検討させていただきたいと考えております。

○議長（小川雅昭君） 副町長の答弁でよろしいですか。

——よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 11 ページ、12 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 13 ページ、14 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 15 ページ、16 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 17 ページ、18 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 19 ページ、20 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に事項別明細書歳入 7 ページから質疑をお受けします。

○議長（小川雅昭君） 7 ページ、8 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 49 号、令和 7 年度幌加内町一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 50 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 19、議案第 50 号、令和 7 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（加藤誠一君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（加藤誠一君） （議案第 50 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

令和 6 年 6 月 12 日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が交付され、子ども・子育て支援制度が創設されました。これに伴い、国民健康保険制度においても令和 8 年度から保険料に「子ども・子育て支援金分」が新たに含まれることとなり、そのためのシステム改修が必要となりました。よって今定例会において、補正予算を計上するものであります。

なお、このシステム改修に要する経費につきましては、全額国費にて実施するものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費 117 万 5,000 円の追加であります。12 節「子ども・子育て支援事業システム改修業務委託料」について、先ほどご説明申し上げました制度創設に伴うシステム改修が必要となることから追加するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。事項別明細書、歳入であります。

2 款 1 目 国庫補助金 117 万 5,000 円の追加であります。1 節「子ども・子育て支援事業費補助金」において、歳出でご説明いたしましたシステム改修に要する財源となる国からの補助金を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。事項別明細書総括であります。

歳入歳出それぞれ 117 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 6,704 万 9,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 50 号、令和 7 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 51 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 20、議案第 51 号、令和 7 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（加藤誠一君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（加藤誠一君） （議案第 51 号朗読、記載省略）

本補正予算の提案理由につきましては、先程の議案第 50 号国民健康保険特別会計補正予算と同様、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、後期高齢者医療制度においても令和 8 年度から保険料に「子ども・子育て支援金分」が新たに含まれることとなったため、そのシステム改修に要する経費と、令和 6 年度の繰越金について、この定例会において補正計上するものであります。

なお、このシステム改修に要する経費につきましても、先程の国保会計と同様、全額国費にて実施されるものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費 300 万 5,000 円の追加であります。12 節「子ども・子育て支援事業システム改修業務委託料」で同額であります。制度創設に伴いシステム改修が必要となったことから追加するものであります。

次に、2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 40 万 9,000 円の追加であります。18 節「保険料負担金」で同額であります。令和 6 年度分の保険料の繰越分となっております。

次に、4 款 1 項 1 目 保険料還付金 1 万 2,000 円の追加であります。22 節「還付加算金」で同額であります。令和 6 年度保険料の還付金が確定したことにより追加するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入についてご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 繰越金 42 万 1,000 円の追加であります。1 節「前年度繰越金」で同額であります。令和 6 年度の繰越金 42 万 2,900 円を繰り越すものであり、歳出 2 款 1 項 1 目および 4 款 1 項 1 目の財源となるものであります。

次に、5 款 2 項 2 目 子ども・子育て支援事業費補助金 300 万 5,000 円の追加であります。1 節「子ども・子育て支援事業費補助金」で同額であります。歳出でご説明いたしましたシステム改修に要する国からの補助金を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。事項別明細書総括であります。

歳入歳出それぞれ 342 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4,100 万 3,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので歳入、歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 51 号、令和 7 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 52 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 21、議案第 52 号、令和 7 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山本久稔君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山本久稔君） （議案第 52 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。先程の議案第 49 号一般会計補正予算（第 3 号）の中で、歳出 2 款 2 項調整費についてご説明いたしましたが、それと同様に、全国統一標準化が令和 8 年 2 月から使用開始となるものでございます。これに伴い、介護保険においても標準化対応の帳票類を作成する必要があるため、本補正予算を計上するものであります。

それでは、歳出事項別明細書から説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。

7 ページ、歳出 1 款 1 項 1 目 一般管理費 50 万 7,000 円の追加であります。10 節「印刷費」に全額を計上し、被保険者証、負担限度額認定証、負担軽減認定証、負担割合証などを作成するものでございます。

次に、同 2 項 1 目 賦課徴収費 4 万 2,000 円の追加であります。これも 10 節「印刷費」に全額を計上し、介護保険料納付書の作成に要する経費であります。

歳出は以上でございます。

次に歳入についてご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。

5 ページ、歳入 6 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 54 万 9,000 円の追加であります。1 節「一般会計繰入金（事務費繰入金）」に全額を計上するものであり、歳出の追加補正がすべて事務費であることから、財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入は以上でございます。

前のページ、3 ページ、4 ページをお開きください。事項別明細書総括であります。

歳入歳出それぞれ 54 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 1,019 万 3,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号、令和 7 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 53 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 22、議案第 53 号、令和 7 年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 53 号朗読、記載省略）

それでは、収益的支出からご説明いたします。予算明細書 7 ページをご覧ください。

収益的支出 1 款 1 項 1 目 原水及び上水費 38 万 5,000 円の追加であります。10 節「修繕料」に同額を計上し、幌加内浄水場の原水検水ポンプが経年劣化により故障したため、ポンプ本体を取り替える修繕を行うものであります。

以上で収益的支出の説明を終わります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。前の 6 ページをご覧ください。

収益的収入 1 款 2 項 2 目 他会計補助金 38 万 5,000 円の追加であります。収益的支出で説明いたしました幌加内浄水場の原水懸垂ポンプ取り替え工事に要する財源を、他会計補助金から繰り入れるための増額補正であります。

次に、2 ページをご覧ください。補正予算（第 1 号）の実施計画であります。

収益的収入及び支出それぞれ 38 万 5,000 円を増額し、収益的収入 1 款「簡易水道事業収益」を 1 億 268 万 9,000 円、収益的支出 1 款「簡易水道事業費用」を 9,308 万 5,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので収益的収入、支出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 53 号、令和 7 年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 53 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 5 4 分

再開 午後 3 時 5 5 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程2 意見書案第2号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2、意見書案第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、産建文教常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程3 報告第7号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2、報告第7号、付託案件の審査結果報告について、先に産建

文教常任委員会へ付託いたしました陳情第1号、教職員未配置問題の抜本的改善を求める陳情の件から陳情第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情の件を議題といたします。本件に関しまして委員長の報告を求めます。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前委員長。

○8番（蔵前文彦君） （報告第7号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終ります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次、討論を行います。

初めに、陳情第1号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第2号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第3号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第4号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決を行います。

初めに、陳情第1号、教職員未配置問題の抜本的改善を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、陳情第1号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第2号、国の責任による少人数学級の更なる前進を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、陳情第2号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める陳情の件を採決します。

本件に対する委員長報告は、陳情第3号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める陳情の件を採決します。

本件に対する委員長報告は、陳情第4号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。只今、産建文教常任委員長から意見書案4件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程4 意見書案第3号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第4、意見書案第3号、教職員未配置問題の抜本的改善を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程5 意見書案第4号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第5、意見書案第4号、国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程6 意見書案第5号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第6、意見書案第5号、特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程7 意見書案第6号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第7、意見書案第6号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める意見書案について、本件につきましては産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時12分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） 只今、小関議員ほか2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程8 発議第4号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第8、発議第4号、幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○3番（小関和明君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、小関議員。

○3番（小関和明君） （発議第4号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑・討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時16分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。只今、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程9 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(小川雅昭君) 追加日程第9、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の決議

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回幌加内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月18日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員